

消費税率引上げに伴う薬価改定 に対する意見

2018年12月5日

日本製薬団体連合会
米国研究製薬工業協会
欧州製薬団体連合会

消費税率引上げに伴う薬価改定について

○改定の趣旨及び時期について

- 2018年度の医薬品価格調査は、2019年10月の消費税率引上げへの対応を目的とした特例的な調査であり、その目的以外に調査結果を用いることがあってはならない。
- 消費税率引上げに伴う薬価改定は、医療機関等の実質的な負担が増すことがないように、消費税率引上げ分を適切に薬価へ転嫁することを目的として、臨時に実施するものであり、2019年10月に実施されるべきものである。

○改定の際のルール適用について

- 今般の改定は2年に1回の通常改定とは位置づけが異なるものであることを踏まえ、新薬創出等加算の加算、基礎的医薬品及び最低薬価については実施することとし、長期収載品に係る追加的な引下げや再算定、新薬創出等加算の累積額の控除などは実施すべきではないと考える。

消費税率引上げに伴う薬価改定と2020年度の薬価改定について

- 2018年度の薬価制度の抜本改革は、薬価を引き下げる方向に偏ったものとなったと言わざるを得ず、非常に厳しい見直しが行われたと認識している。
- こうした中、通常であれば2020年度改定までは薬価が変わらないところ、2019年10月の消費税率引上げ対応のためとはいえ、前倒しで実勢価に基づく引下げが行われることによる、製薬企業の経営等に対する影響は大きいと考えられる。
- 2020年度の通常の薬価改定においては、2018年度の抜本改革による影響について十分な検証が行われるとともに、消費税率引上げに伴う臨時の薬価改定の影響も踏まえつつ、薬価制度の改善に向けた丁寧な検討が必要と考える。

2020年度薬価制度改革に向けて

新薬創出等加算の見直しの方向性

次期薬価制度改革において、イノベーションが推進され、医療の質の向上に資するものとなるよう、改善に向けた検討が行われることが不可欠であり、特に、新薬創出等加算の品目要件及び企業要件について改善が必須であると考えます。

○品目要件の拡充

- 医療上の必要性が高く、承認審査上、優先的に審査される品目等は対象とする。
- 薬価収載後の革新性・有用性の評価を拡充し対象とする。
- 新規作用機序医薬品の対象を拡充し対象とする。

○企業要件の見直し

- 現行の企業指標による相対評価は撤廃する。

2020年度薬価制度改革に向けて

イノベーションの適切な評価

優れた医薬品が持つ多面的な価値を適切に評価し、薬価に反映する仕組みづくりが必要である。

- イノベーションの成果である医薬品は、社会的なコストではなく、健康長寿社会実現への投資であり、重要な社会インフラとして位置付けるべき
- イノベーションの成功により新たな医薬品が生まれることは、患者さんを治癒する「医療的価値」だけでなく、回復した患者さんの就労や介護者の負担軽減など経済性、労働生産性を向上させる「社会的価値」、政府の政策の推進や科学技術の進歩に寄与する「保健基盤的価値」など、多面的な価値があり、これらの価値が薬価に反映される制度設計が必要